

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	1809 課長会議
		決裁期日	平成 20 年 11 月 17 日
名 称	臨時課長会議(自治基本条例最終案)		
日 時	平成 20 年 11 月 17 日(月) 午前 9 時 00 分～10 時 57 分		
場 所	役場 3 階 第 2 会議室		
出席者	町長、副町長、教育長、会計管理者 各課長 11 人 (内代理 2 人)、消防-名 事務局 1 人 説明員 1 人 計 17 人		

内 容

◎町長あいさつ

- ・自治基本条例の策定については、担当課を中心にこれまで作業を進め最終段階となっており、12月定例町議会で制定にむけ協力いただきたい。
- ・新町長への事務引継ぎについては、就任当初の活動の羅針盤となるものであることから、重要な課題等についてまとめるなど、十分配慮願いたい。

進行：副町長

1 自治基本条例（最終案）について【町民生活課】〈別添資料参照〉

町民生活課長：自治基本条例については12月議会への上程にむけ準備を進めてきた。今臨時課長会議の中で最終案の確認をいただきたい。最終案策定に向けては、今年4月以降研修会・説明会、出前講座、意見交換、まちづくりトークを開催するとともに、パブリックコメントを実施してきた。また11月5日からは6回の地域説明会を開催し、住民への周知と意見集約を行ってきた。また議会条項の部分については、議会内で検討されそれらの意見に基づいた修正案を確認いただきたい。〈以下、個々の意見に関し、その修正部分について別紙資料に基づき説明〉

〈質疑応答〉

- ・定義「町」については、読み方を統一（「まち」「ちょう」）したほうがいいのか。⇒読み方について統一するよう検討する。
- ・（第6条）「町民、議会及び町」と（第4条）「町民、議会、町」の表現が統一されていないが⇒第4条を修正する。
- ・第21条（政策法務）において、「自主的に」とあるが、誤解を招く表現ではないか。⇒目標として設定している。また「行政サービス制限条例」については、この自主的解釈により策定していることから実績もある。
- ・第34条（町と町民の防災の役割）において、「協力」及び「緊急時」とあるが、町民の責務としては消極的な表現ではないか。⇒防災担当部局と調整する。

・議会条項の部分と他の部分の標記について、統一されていないように思うが⇒議会条項の内容については、議会が主体を担うこととしている。(町長と議会の共同提案による条例)

町長：議会条項を含め、細かい部分については、担当部局に一任願いたい。

副町長：細かい部分については、今後修正等が想定されるが、概ねこの最終案を確認することによるしいか。

各課長：＜異議なし＞

2 町長の事務引継ぎに伴う事案の取りまとめについて【総務課】

総務課長：新町長の道しるべとなる資料である。予算編成作業と重なることとなるが、期日までに協力願う。(町長決裁後に、総務班まで電子データを報告すること。)

副町長：12年ぶりの引継ぎとなるが、新町長に諸課題を引き継ぐため、内容を精査願いたい。また新町長下での決裁系統などの執務環境については、今後その体制づくりを行う。

3 その他

(1) 町長選挙及び町議会議員補欠選挙に伴う投・開票事務従事者計画等について【総務課】

総務課長：11月30日投票日に向けた職員事務従事等についてそれぞれ対応いただくよう協力願う。

副町長：今回の選挙に当たっては、町民の関心も高い。職員の行動について誤解を受けないよう周知徹底していただきたい。

【以上 10 時 57 分終了】